

林業退職金制度のお知らせ

林業退職金共済制度（林退共）は、昭和57年に発足した林業界で働く方のための退職金制度です。

以前、林業の仕事に従事されたことがあります。お心当たりの方は、退職金をまだ受け取っていない可能性があります。

最寄りの支部または本部へお問い合わせ下さい。

▼お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部
電話03-6731-2889
FAX03-6731-2890

・詳しくはホームページでも
「」案内しています。

<http://www.rintaikyo.taisyokuukin.go.jp/>

食品表示法（保健事項）に係る経過措置の終了について

加工食品を製造、加工、輸入、販売をされる食品関連事業者の皆様へ

○平成27年4月1日から、加工食品への栄養成分表示が義務化され、一般用の加工食品

には、新たに、食品単位（100g、1食分等）当たりの熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・食塩相当量の5項目の表示が必須とされました。

○経過措置の終了が令和2年（2020年）3月31日までとなっていますので、計画的に準備をし、経過措置の終了までに速やかな表示の切り替えに努めてください。（旧基準で栄養成分表示をしている場合には、新基準に対応した表示の切り替えが必要です。）

○なお、表示可能面積が小さいもの（概ね30cm以下）、酒類、栄養の供給源としての寄与の程度が小さいものや、小規模事業者が販売するもの（ただし、スーパー等小規模でない事業者を介し販売する場合を除く）等については省略が認められています。

■お問い合わせ先

午前9時30分から正午まで
午後1時から午後4時30分まで
受付時間

○相談内容

公正証書による遺言、金銭の貸し借り・養育費の支払の約束、任意後見契約など

○相談員

日本公証人連合会所属公証人

●古小牧公証相談会
「夜間公証相談会」

○日時

10月1日（火）

○場所

古小牧公証役場

（古小牧市表町2-1-3-23
エイシンビル2階）

○日時

10月3日（木）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

北海道静内保健所

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

地域保健課

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

北海道保健福祉部健康安全局

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

地域保健課

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

北海道静内保健所

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

地域保健課

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

北海道静内保健所

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

地域保健課

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

北海道静内保健所

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

地域保健課

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

北海道静内保健所

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

地域保健課

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

北海道静内保健所

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

地域保健課

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

北海道静内保健所

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

地域保健課

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

北海道静内保健所

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

地域保健課

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

北海道静内保健所

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

地域保健課

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

北海道静内保健所

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

地域保健課

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

北海道静内保健所

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

地域保健課

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

北海道静内保健所

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

地域保健課

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

北海道静内保健所

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

地域保健課

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

北海道静内保健所

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

地域保健課

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

北海道静内保健所

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

地域保健課

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

北海道静内保健所

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

地域保健課

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

北海道静内保健所

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

地域保健課

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

北海道静内保健所

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

地域保健課

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

北海道静内保健所

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

地域保健課

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

北海道静内保健所

○日時

10月1日（火）

○内容

就労相談・就労体験ほか

○場所

地域保健課

○日時

10月1日（火）

まちの掲示板 お知らせ

機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反です。ご注意ください。

▼お問い合わせ先

国土交通省北海道運輸局
0143-144-13012

自家用マイクロバスの適切な利用について

レンタカーに運転手は付いていません。

○レンタカーと運転手が一体的に提供されるサービスは、いわゆる「白バス」「白タク」と呼ばれる法律に違反する行為です。利用しないで下さい。

○レンタカー会社からは、車を借りること以外(例えば、借りた車両をレンタカー会社の社員等が運転するなどのサービスは受けられません。

○レンタカーを借りた場合は、車を借り受けた利用者自身が運転しなければなりません。(※)車を借り受けた利用者自身が、自らの意思で他の人に運転を依頼することはできませんが、この場合、実際に運転する人の氏名等をあらかじめレンタカー会社へ申告してお

く必要があります。

違法な「白バス」「白タク」を利用して事故に遭った場合、保険の適用がないことがあります。

○違法な「白バス」「白タク」を

利用して、万が一、事故に遭つて負傷した場合、適切な損害賠償がなされず、治療費などの金銭的損害額を利用者自身が全額負担しなければならぬ可能性もあります。

運転手付きマイクロバスの

手配は、国土交通大臣の許可を受けた貸切バス事業者を利用しましょう。

○道路運送法の許可を受けた貸切バス事業者の車両には、「緑ナンバー」(※緑地白字又は白地緑字緑外枠)が付いています。

○道路運送法の許可を受けた貸切バス事業者には、「領収書」や「運送引受書」(運行の経路、貸切バス事業者の住所・連絡先等、運賃及び料金の額などを記載した書類)などの関係書類を利用者へ交付することが義務づけられており、口約束のみで運行を行うことはありません。

警察では、G20観光大臣会合の成功に向け、総力を挙げて警備の万全を期すこととしていますので、警察の活動への御理解と御協力をお願いします。

▼お問い合わせ先

国土交通省北海道運輸局
0143-144-13012

門別警察署からの お知らせ

G20観光大臣会合における 警察署対策への道民の理解と 協力の確保

G20観光大臣会合が、10月25、26日の2日間、北海道俱知安町で開催されます。

既に開催されたG20大阪サミット及び関係閣僚会合は、皆様の御協力により無事終了しました。

全国8都市で開催される関係閣僚会合も、残すところ4都市での開催となります。G20大阪サミット等と同様、開催地以外の地域においても、重要施設や公共交通機関等に対するテロ等違法行為の発生を未然に防止するための対策が必要となります。

現在、道内でも、テロ等違

れば、暴行罪です。
子供の前で喧嘩しても児童虐待(心理的虐待)となります。
ちょっと前であれば、「夫婦げんかは犬も食わぬ」と言われ、問題視しない社会の風潮もあったかも知れませんが、今は違います。
ほんの少しでも、犯罪要素があるときは、双方から詳しく事情聴取しますし、行き過ぎがあれば、逮捕留置することもあります。
まさかこんなことになるとは・・・と後悔しても遅すぎます。そうならないためにも事態がエスカレートする前に、家族でもお互いに注意し合いましょう。
また、大事になる前に、警察に相談しましょう。

▼お問い合わせ先

札幌方面門別警察署
01456-2-0110



広告

広告募集欄

広告募集欄

広告募集欄